

資産寄付税制 改革推進パンフレット

いまこそ
資産寄付税制の
抜本改革を！

資産の寄付で 日本は変わる！



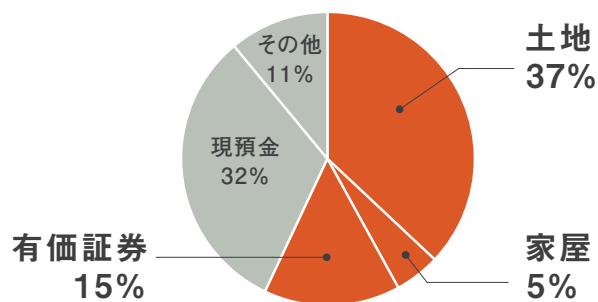
認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

POINT! 日本には不動産や株式、美術品等の「資産(ストック)」がたくさん!

POINT! そうした資産を寄付したい人も、資産を活用したいNPOも増加中!

日本は、個人(家計)が約700兆円の不動産や約1800兆円の金融資産など多額の資産を保有する「資産大国」です。それらの資産は今後、毎年約50兆円超が相続されていくとも推計されています。その内、現預金は約3割にとどまり、残りの7割は不動産(土地・家屋)や有価証券などの現物資産が占めています。他にも、美術品・骨とう品や著作権・特許権等の権利など、様々な資産が存在しています。

【相続財産の種類別構成比】



出典：国税庁「平成29年分の相続税の申告状況について」

寄付・遺贈ニーズの高まり

日本における寄付文化の醸成とともに、これらの資産を社会や地域のために寄付・遺贈したいというニーズも広がっています。「もし自宅が空き家になるなら、社会貢献のための遺贈を考えたい」という人が全体の約3割半、寄付経験者では4割半にも達し、現場のNPO法人でも「不動産を寄付・遺贈したい」という相談が急増しています。

Q: もし自宅が空き家になるなら、社会貢献のための遺贈を考えたい

〈一般〉

3人に1人!



〈金銭寄付経験者〉

2人に1人!



出典：国境なき医師団調べ「終活と遺贈に関する意識調査2017」

活用・受入可能性の広がり

受け入れ側のNPO法人等でも、ニーズは高まっています。子ども・子育て支援やホームレス・DV被害者等の支援、まちづくり推進・観光などの地域活性化、文化芸術・スポーツ、ナショナルトラスト活動や動物愛護など様々な分野で、活動拠点や施設・事務所等の確保が課題となっており、受入・活用の可能性が広がっています。



- POINT!** 大きな可能性があるのに、日本の資産寄付は低調
- POINT!** 一番の問題は「みなし譲渡所得課税」という税制！
- POINT!** 社会に貢献した寄付者に「寄付＝売却」扱いで課税が！

日本には豊富な資産がある一方で、最近では「空き地・空き家問題」に代表される遊休・未活用資産が社会問題化しています。資産寄付・遺贈が進まない原因の中で、一番の問題は「みなし譲渡所得課税」などの税制面です。日本は諸外国と比較しても、資産を寄付・遺贈する際の税制「資産寄付税制」が大変遅れています。

① 最大の問題「みなし譲渡所得課税」

→【事例A: 要望1】

② 使えない「非課税承認（一般特例）」

→【事例B: 要望2】

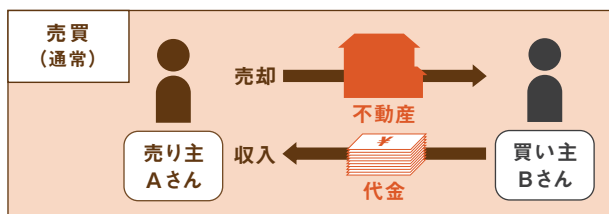
③ 活用したい「新公益信託制度」

→【事例C: 要望3】

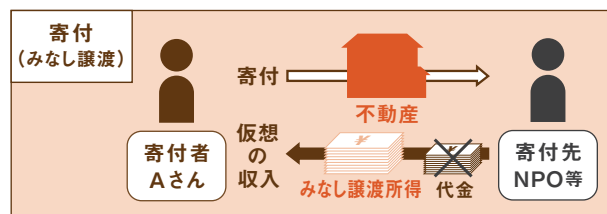
問題の「みなし譲渡所得課税」とは？

譲渡所得税は「個人」が、課税対象となる「不動産・美術品・株式・権利等」を、他者に「譲渡」した際に、その「譲渡益（値上がり益）」に課税される。有償での売買は分かりやすいが、性質が全く異なる無償の寄付や遺贈について

も、時価で譲渡した（＝売却して収入があった）とみなされて課税される仕組みが「みなし譲渡所得課税」。結果として善意の寄付者や遺贈者に、多額の課税と様々な負担増を強いる、諸外国には無い日本独自の理不尽な税制。



同列扱い



寄付だから実際には収入が無いのに、税金の計算時だけ「仮想の収入」が計上されて、売却の時と全く同様に税金が課税される！

【計算式】
(概略)

みなし譲渡の場合

みなし譲渡による
収入金額

取得費・
譲渡費用

課税譲渡所得
金額

× 約20% (長期税率) or 約40% (短期税率)

みなし譲渡
所得税額

現行の「非課税承認（一般特例）」の問題は？

現行制度でも、国税庁長官の個別の承認を受ければ、みなし譲渡所得課税が非課税となる特例はある（租税特別措置法第40条）。しかし、こちらも多くの問題がある制度だ。



実際に非課税承認を受けた団体が国税庁等に提出した申請書類

これで1件分・・・！
これじゃ書類作成が大変すぎて、利用が進まないね。

寄付者側

- 厳しい適用条件と難解な制度
- 短期間での膨大・複雑な申請書類の作成
- 2～3年かかる長い審査と煩雑なやり取り
- 不承認だった場合の多額の課税納税リスク

受入団体側

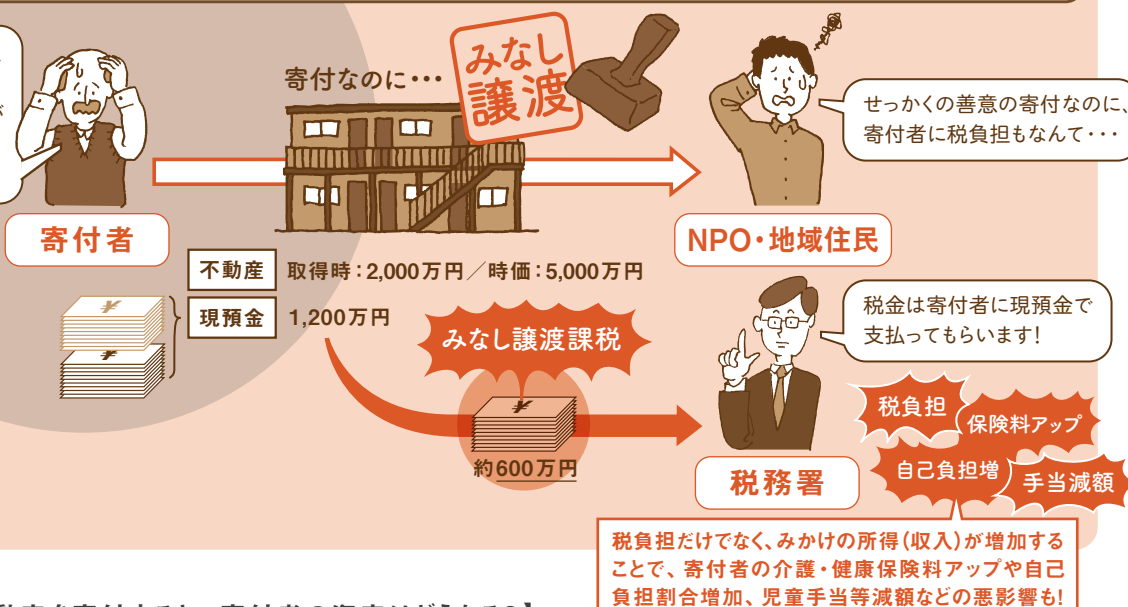
- 受入れた資産への厳格すぎる用途制限

資産を寄付すると税金がかかる!?

【事例 A】

寄付対象の資産	不動産	美術品	株式等	著作権等	その他
取得方法	購入	相続（遺贈）	寄付（贈与）	著作・創作	
寄付方法	寄付（贈与）		遺贈		相続財産寄付

地域で困っている人のために
寄付したら、多額の税金を払う
ことに…老後に向けた貯金が
半分になってしまったよ。
どうしよう…



現行税制 【不動産を寄付すると、寄付者の資産はどうなる？】



【計算式】
(概略)

5,000万円 みなし譲渡による収入金額	－	2,000万円 取得費・譲渡費用	=	3,000万円 課税譲渡所得金額	×	約20% (長期税率)	=	約600万円 みなし譲渡所得税額
-------------------------	---	---------------------	---	---------------------	---	----------------	---	---------------------

「みなし譲渡」は不動産だけでなく、美術品や著作権なども対象!

【事例 C】

寄付対象の資産	不動産	美術品	株式等	著作権等	その他
取得方法	購入	相続（遺贈）	寄付（贈与）	著作・創作	
寄付方法	寄付（贈与）		遺贈	相続財産寄付	

問題2

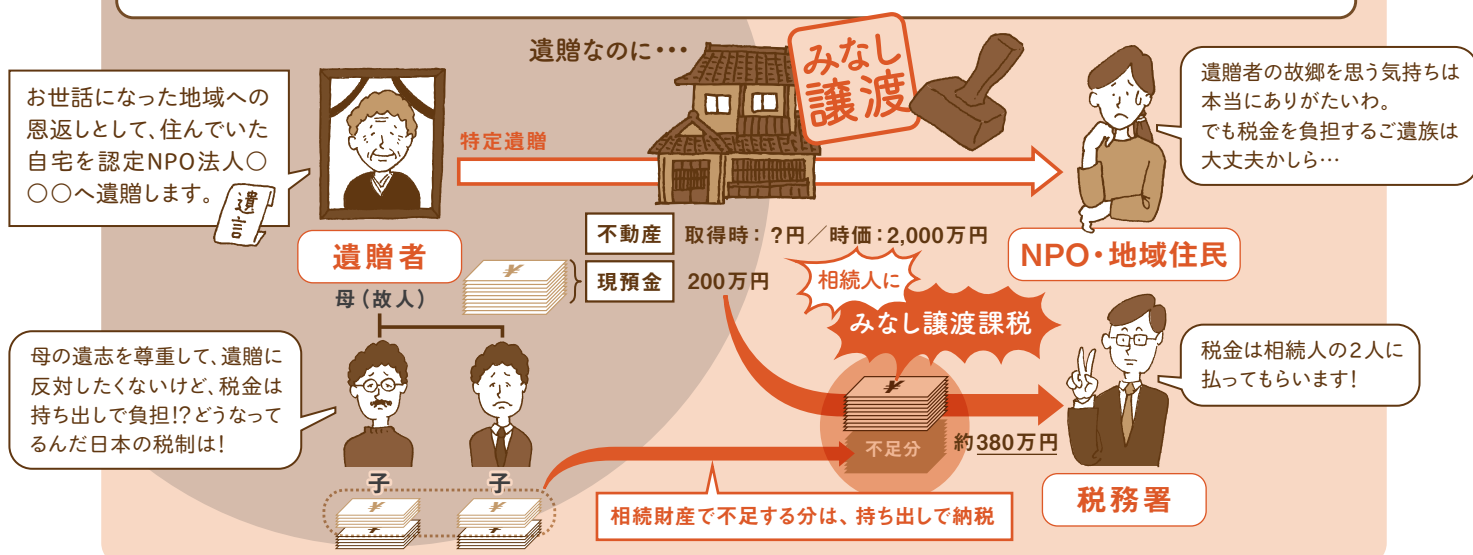
資産の遺贈で、相続人に税金が!?

POINT! 故人の尊い遺贈で、相続人に税負担&トラブル原因に

【事例B】

寄付対象の資産	不動産	美術品	株式等	著作権等	その他
取得方法	購入	相続(遺贈)	寄付(贈与)	著作・創作	
寄付方法	寄付(贈与)	遺贈	相続財産寄付		

代々相続し住んできた自宅(古民家)を、生前お世話になった地域への恩返しとして、子育て支援に取り組む認定NPO法人に特定遺贈する旨の遺言を残して亡くなった80代女性とその遺族(子2人)の例



現行税制 【不動産を遺贈すると、遺贈者・相続人の資産はどうなる?】



【計算式】 (概略)

$$2,000 \text{ 万円 (みなし譲渡による収入金額)} - 100 \text{ 万円 (取得費・譲渡費用※)} = 1,900 \text{ 万円 (課税譲渡所得金額)} \times \text{約} 20\% \text{ (長期税率)} = \text{約} 380 \text{ 万円 (みなし譲渡所得税額)}$$

※先祖代々の相続地など取得時の価格が分からないものは、強制的に「時価の5%」しか取得費とできないため(2,000万円×5%=100万円)

みなし譲渡所得課税の対象は不動産だけではありません。例えば、芸術家(アーティスト)が自ら創作した絵画や作品の著作権を美術館等に寄付(寄贈)した場合や、コレクター

が購入して集めたコレクション(骨とう品等)を遺贈した場合などにも適用され、寄付者に課税されます。これでは、アート分野における現物寄付は進みようもありません。



要望1

資産寄付促進に向けた抜本税制改革を!

POINT! 寄付者が安心して資産を寄付できるような税制改革が急務!

P.3の
【事例A】は
要望1実現で
こう変わる!

要望1

資産寄付は「原則非課税」に! / 「不動産等寄付特別控除」創設を!

現行の税制は、そもそも全く性質の異なる有償の「売買」と無償の「寄付・遺贈」が同列に扱われているのが根本的な問題です。NPO法人等への資産寄付はみなし譲渡を適用せずに「原則非課税」にすべきです。あるいは、マイホーム特別控除のような「特別控除」制度を創設して、寄付者の税負担を軽減すべきです。

非課税になるなら、社会のために安心して資産を寄付できるし、自分の老後資金も残せて助かるよ。



寄付者

寄付しても...



不動産 取得時: 2,000万円 / 時価: 5,000万円
現預金 1,200万

寄付者の
税負担

寄付者の
保険料・自己負担増

寄付者の
手当等減額

NPO・地域住民

寄付者の負担が減って私たちも嬉しいな! いただいた不動産を活かして、しっかり社会貢献活動に取り組みます!

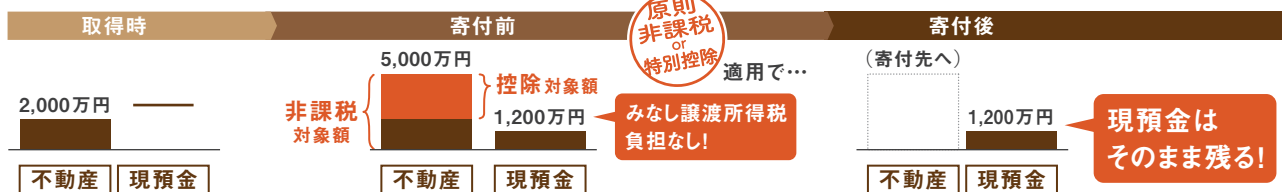
資産寄付が進めば、寄付者もNPOも社会もみんなハッピーだね!



要望中の
「不動産等寄付特別控除」
制度とは?

既にある「マイホーム特例（自宅を売却した際に最高3,000万円を特別控除できる）」のような形で、認定NPO法人等に不動産等を寄付・遺贈した場合に、最高3,000万円を特別控除する仕組み。実現すれば国税庁長官の個別承認は不要となり、問題が大幅に改善される。

要望実現後 【不動産を寄付すると、寄付者の資産はどうなる?】



【計算式】
(概略)

原則非課税

5,000万円 → 0万円
みなし譲渡による収入金額

みなし譲渡を適用しないことで収入金額がゼロに! ⇒

0万円
みなし譲渡所得税額

特別控除

5,000万円
みなし譲渡による
収入金額
- 2,000万円
取得費・
譲渡費用

3,000万円
「不動産等寄付特別控除」
の適用

0万円
課税譲渡所得
金額

× 約20% =
(長期税率)

0万円
みなし譲渡
所得税額

P.3の
【事例C】は
要望3実現で
こう変わる!

要望3

現在、検討が進んでいる新しい公益信託制度では、信託対象が「不動産・美術品・株式・著作権等」の資産に広がる見込みです。新公益信託を資産寄付税制の対象として、芸術家やコレクターの寄付・遺贈も促進すべきです。

POINT! 社会へ貢献した遺贈者や相続人にやさしい手続に!

P.4の
【事例B】は
要望2実現で
こう変わる!

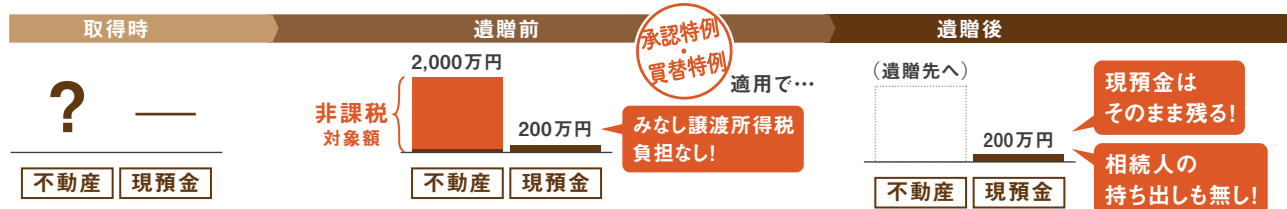
要望2

公益法人等限定の「承認特例」等を認定NPO法人にも適用を!

問題の多い「非課税承認(一般特例)」については、ここ数年の税制改正で「承認特例」や「買替特例」が設けられるなど、少しずつ改善されつつあります。しかし、現状この2つの特例が使えるのは公益法人や社会福祉法人、学校法人等だけで、認定NPO法人等は使えません。特に遺贈のケースでは、スピーディな手続きが求められます。認定NPO法人も2特例の対象とすべきです。



要望実現後 【不動産を遺贈すると、遺贈者・相続人の資産はどうなる?】



「新公益信託制度」とは?

新しい公益信託制度では、従来の「金銭」だけでなく、「様々な資産」も信託対象となる他、NPO法人等も信託の受託者になれるなどの大幅な改正を予定。2020年ごろに成立が見込まれる新制度が資産寄付税制対象となれば、大きな弾みに!

「新公益信託×資産寄付税制」は大きな相乗効果!

要望が実現すれば、芸術家やコレクターが公益信託制度を活用して税負担の心配なく、安心してアート作品等を寄付・遺贈できるようになります。文化財や歴史的資料の保全等も促進できます。

資産寄付税制の抜本改革が必要です！

要望事項

1. NPO法人等への資産寄付は「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にする、または、「不動産等寄付特別控除」のような寄付促進税制を創設するなど抜本的な拡充をお願いします。
2. 適用対象が公益法人や社会福祉法人等に限定されている
みなし譲渡所得課税の「承認特例（一定条件で審査期間を大幅短縮）」等を認定NPO法人等にも適用してください。
3. 新しい公益信託制度においても、その特徴を活かした制度設計・優遇税制付与を行い、資産寄付促進に資するようにしてください。

（詳細は「NPOWEB」をご覧ください）

このパンフレットは以下の方々のご寄付により制作することができました。
この場をお借りして、心より御礼申し上げます。（※敬称略・順不同・掲載許可を頂いた方のみ）

田中 良明
福林 良典
半田 晶子
藤澤 浩子
本田 徹
池田 明彦
鈴木 尚剛
雨宮 孝子
布田 剛
木下 孝祐
末吉 祥子
森 勇
橋 幸信
北沢 栄
内藤 真弓

中尾 さゆり
高田 篤
市川 孝幸
蒲池 龍之助
御園生 久義
浦野 綾子
村松 つね
目加田 説子
小谷 広幸
農坂 修一
吉田 文子
中島 晃士郎
長谷川 善郎
後藤 麻理子
江川 真喜子

早坂 毅
菅波 完
内田 智
高増 泰子
永田 賢介
岡田 純
今宮 則子
海津 一義
湯本 浩之
鈴木 真里
原崎 崇
池本 桂子
藤田 潔
田崎 暢貞
野崎 佳子

神山 和夫
坂本 武
湯口 裕
田中 雅幸
伊藤 彰
山田 泰久
平澤 里果
森山 誉恵
田中 沙知
園尾 美子

いせコンビニネット
ホールケア アロエ
いろりの家
ひらた里山の会
eネットびわ湖高島
フードバンク山梨
鳥の劇場
暮らしネット・えん
若駒ライフサポート
カンガルーの会
ファンドレックス
ボラーノ
じゃんけんぼん
アゴラ音楽クラブ
計画情報研究所

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
キャリア・デザイナーズ
フリーキッズ・ヴィレッジ
日本IDDMネットワーク
まごころサービス松江センター
コミュニティリーダーひゅーるぼん
福島やさい畑〜復興プロジェクト〜
市民セクターよこはま
WE21ジャパン相模原
さばえNPOサポート
地域福祉サポートちた
みやぎ身体障害者サポートクラブ
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
おながくの共同作業場

おことわり

本パンフレットの内容は令和元年（2019年）7月現在の法令や税制に基づいて作成しております。また、紙幅の都合上、内容を簡略化して記載した部分があります。「みなし譲渡所得課税」をはじめとする資産寄付税制は非常に複雑なため、実際の適用にあたっては税理士等の専門家へのご相談を強くお勧めいたします。



認定NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒165-0031 東京都中野区上鷺宮 3-13-1 鷺宮ガーデンハウスA2
TEL: 03-5439-4021 / FAX: 03-3926-7551
E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/>

NPOWEB

検索

@NPOWEB



ご協力をお願い

シーズへのご寄付・ご入会をお願いします。

シーズは資産寄付税制拡充をはじめ、NPO法の改正や支援施策の充実などNPO法人が活動しやすい制度づくりに全力で取り組んでいます。ぜひ、ご支援ください！